

ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻を厳しく非難する会長声明

2022年（令和4年）2月24日、ロシア連邦（以下「ロシア」という）がウクライナに軍事侵攻を開始し、今なおこれが継続されている。ロシアの軍事侵攻により、子どもや民間人を含む多数の死傷者が生じており、隣国への避難民も数百万人に及んでいる。さらに、プーチン大統領は、核兵器による威嚇及びその使用の可能性についても言及している。

国際連合憲章2条4項は、国際関係における武力による威嚇又は武力の行使を禁じているところ、今回のロシアの軍事侵攻は、明らかにこれに違反する。

ロシア軍は、病院や学校を含む民間施設・住宅街に対しても攻撃を加えていると報道されているが、これは、戦時における無差別攻撃を禁じ、攻撃を厳格に軍事目標に対するものに限定したジュネーブ諸条約第1追加議定書第52条や、文民病院はいかなる場合にも攻撃してはならないとするジュネーブ第4条約第18条に反する。また、ロシア軍は、3月4日にはウクライナのザポリージャ原子力発電所を攻撃したとも報じられているが、この行為は、戦時における原子力発電所等の攻撃を原則として禁じているジュネーブ諸条約第1追加議定書第56条にも反する。

ロシアの軍事侵攻は、このように明白な国際法違反であるとともに、何よりも、市民の生命・身体の安全を脅かす究極の人権侵害行為である。

日本国憲法は、その前文において、恒久平和主義を規定し、平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼し、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認している。

この憲法の下で、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としている私たち弁護士は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻による重大な人権侵害を許すことはできない。

よって、当会は、ロシアに対して、今般のウクライナへの軍事侵攻を厳しく非

難し、ウクライナからの無条件即時撤退を求める国連総会決議を直ちに受け入れることを強く求めるとともに、日本政府に対して、日本国憲法に則って、この問題の平和的解決に向けて積極的な役割を果たすことを求めるものである。

2022年（令和4年）3月25日

青森県弁護士会

会長 竹 中 孝